

10月からの 新たな制度



ひろしま

郵政産業労働者ユニオン
広島支部(広島郵便局内)
支部メールアドレス
piwu_hiroshima@yahoo
.co.jp

18春闘回答より抜粋(各種手当・制度の変更)

各種手当及び制度の変更

10月から各種手当及び制度の変更がされます。すでに報告をしてきましたが再度、「18春闘回答」本部交渉部情報№018より抜粋して報告をします。

新たな制度の変更点

- ① 一般職等の住居手当の廃止について
- ② 寒冷地手当の見直しについて
- ③ 年末年始勤務手当の見直しについて
- ④ 遠隔地手当の見直しについて
- ⑤ アンシエイト社員への夏期・

冬期休暇の新設について

⑥ 期間雇用社員への病気休暇制度の新設について

⑦ 正社員の年次有給休暇の発給日数の見直しについて

⑧ 不妊治療に関する休暇「チャイルドプラン休暇(Child Leave)」の新設について

⑨ 再採用制度及び早期役職復帰制度の導入について

⑩ 期間雇用社員等への計画休暇付与制度の導入について

⑪ 育児休業の一部有給化等について

⑫ 介護等のための短時間勤務職への転換に係る対象年齢撤廃及び複線型勤務の充実について

⑬ 一般職の2018年度以降の年収が2017年度の年収を下回る場合の補填について

制度変更に伴う会社の考え方

以上13項目の制度の変更が、18春闘の回答に提案されてきました。会社の回答として、「同一労働同一賃金の観点から非正規雇用社員の処遇改善に繋がっていくことが社会的に求められている」としています。また「期間雇用社員等のより一層のモチベーションアップのため更に踏み込んだ処遇改善を行う必要がある」としています。しかし一方でその財源確保のためには、「既存の制度の見直しが必要」とし、正社員の処遇を下げた財源確保をしてきました。

本末転倒

正規・非正規労働者の格差をなくすために、正社員の処遇を切り下げ、格差をなくそうとしています。すでに一般職の導入により低賃金での雇用を押し進めています。

廃止された各種手当

一方で、過去10数年を振り返るとさまざまな手当が廃止され、あらたな制度が導入されてきました。その制度そのものも曖昧なまま推移し、闇に葬られようとしています。

関係する制度

■ 一般職等の住居手当の廃止について

改正内容

一般職の住居手当の廃止
適用日

2018年10月1日

経過措置

2018年10月1日

～2028年3月31日

支給率(毎年10%ずつ減額)

2018年度100%

2019年度90%

2020年度80%

……2027年度10%

■ 年末年始勤務手当の見直しについて

改正内容

(名称)・・・「年始勤務手当」

(支給対象)・・・正社員、高齢再

雇用社員、期間雇用社員、アソ

シエイト社員等

(対象期間・額)

1月1日～3日

勤務1回につき5000円(4時

間以下の場合はその1/2)

改正以前・・・廃止された手当

(名称)・・・「年末年始勤務手当」

(支給対象)・・・正社員等

29日～31日 4000円

1月1日～3日 5000円

■ アソシエイト社員への夏期・冬期休暇の新設

(対象者)

アソシエイト社員(それぞれ6月1

日、10月1日に在職する社員と

する。)

(日数等)

夏期休暇1日、冬期休暇1日

(付与期間)

夏期・・・6月1日～9月30日

冬期・・・10月1日～3月31日

■ 期間雇用社員への病

病気休暇制度(無給)の新設

医師の証明等に基づき、雇用契

約の末日までの間の期間で社員の

請求する期間(無給)。時間単位の

取得も可能。

改正前・・・廃止

「無給の休暇(私傷病)」・医師の証

明等に基づき1年度10日以内

■ 期間雇用社員等への計画休暇付与制度の導入

期間雇用社員、アソシエイト社

員及びアソシエイト高齢再雇用社

員ならびに短時間社員への計画休

暇付与制度の導入(新設)。労働基

準法の改正を踏まえて法施行よ

りに新設。

【労働基準法等の一部を改正す

る法律案】

使用者は、10日以上の年休

が付与される労働者に対し、5

日について、毎年、時季を指定

して与えなければならないこと

とする。

改正内容

年休発給日に10日以上上の年休

が発給された者

(計画休暇の日数等)

発給日以降の直近の4月1日も

しくは10月1日(以下「計画付

与日」)までの間に取得した年休

が5日に満たない場合、5日に満

たない日数について、左記の方法と

により計画休暇として付与。(例

3日取得していた場合は「2日」

が計画付与)

(計画休暇を付与する期間)

計画付与日(4/1、10/1)から起

算して6か月以内。

《発給日が4月1日(10月1日)

の場合》

発給日から6か月間で5日を

計画付与。

《発給日が「右記」と異なる場合》

発給日以降の直近の10月1

日(または4月1日)から6か月

以内で5日を計画付与。なお、

10月1日(または4月1日)まで

の間に年休を取得した場合は、

その年休分を5日から除いて計

画付与。(例、年休発給日以降、

10月1日までに年休を3日取

得した場合、2日間を10月か

ら3月末までに計画付与。)

広島郵便局は、他局と同様に広島支部の組合事務室を貸与する